

快適で豊かな生活環境のために 水まわり快適生活応援事業

生活環境の向上と公共水域の保全を図るため、合併浄化槽設備修繕費補助制度の新設や、
宅内排水設備工事資金融資あっせん制度を拡大しましたので是非ご活用ください。

その1 合併浄化槽設備修繕費補助制度

下水道（公共下水道または農業集落排水）が未供用の地域で、合併浄化槽の修繕費用を一部助成します。

【補助対象地域】

- 下水道が未供用の地域

【補助対象浄化槽】

- 専用住宅の合併浄化槽（店舗併用住宅は、住宅部分の床面積が2分の1以上であること）など

【補助対象者】

- 次の全ての条件を満たす方
 - ・浄化槽設置届出書の受理書または浄化槽設置調書の受理書の交付を受けている
 - ・保守点検と清掃を定期的に実施
 - ・法定検査を受けている
 - ・本市に住民登録されている
 - ・市税や上下水道関係料金等の滞納がない

【補助の条件】

- 補助金額 1万5千円以上10万円以内
- 補助率 修繕費の2分の1
- 対象工事 修繕に要した費用が3万円以上の工事

その3 利子補給制度

融資あっせん制度を利用中で、次の条件を満たす方に利子補給を行います。

【利子補給の対象】

- 次の全ての条件を満たす方
 - ・平成27年4月1日以降に償還を行った
 - ・市税や上下水道関係料金等の滞納がない
- 地域毎に次のとおり
 - ・下水道が供用済みの地域は、供用後3年以内に接続工事が完了済み
 - ・下水道が未供用の地域は集中浄化槽を含む合併浄化槽に接続済み

【利子補給の内容】

- 1月から12月に償還した利子額の3分の2以内（1円未満切捨て）

※詳しい要件、申請方法、添付書類などは、下水道課までお問い合わせください。



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

問い合わせ
下水道課 計画普及係
☎86-8012 / ☎86-8390

その2 融資あっせん制度

公共汚水桝や合併浄化槽などへ排水を接続する工事にかかる資金を融資あっせんします。

【対象となる経費】

- 地域毎に次のとおり
 - ・下水道が供用済みの地域は、公共汚水桝への接続に要する経費
 - ・下水道が未供用の地域は、集中浄化槽を含む合併浄化槽への接続に要する経費
- 便器、手洗器、浴槽、流しの設置に要する経費と、付属する器具設置や附帯工事に要する経費
- 既存の便槽、単独浄化槽、合併浄化槽の撤去工事と最終清掃に要する経費

【融資の条件】

- 融資額 10万円以上200万円以内
- 融資期間 5年以内
- 融資利率 年利1.8%
- 償還方法 元利均等月賦償還（繰上償還可能）

※融資あっせんの申請前に工事を着工すると融資あっせんが受けられませんのでご注意ください。

市民活動総合補償制度 市民活動をサポートします

この制度は、区・自治会や自治振興会、NPO、ボランティア団体などの市民活動中の事故を市が補償するものです。



▲清掃活動の様子



▲通学見守り活動の様子

■補償制度の対象となる活動は

活動場所が市内にあり、5人以上の共通の目的を持った市民による公共性のある直接的な活動が対象となります。ただし、政治、宗教、営利を目的とした活動や企業活動としての活動する会社、事業所内の団体による活動、報酬等が出ている場合は対象となりません。

■補償内容は

○賠償責任保険

区分	補償限度額
対人賠償	1名 6,000万円 1事故 2億円
財物賠償	1事故 100万円
保管物賠償	1事故 100万円

※1事故につき、2万円は免責で自己負担

市民活動団体が活動中に管理監督者等の過失により、参加者や第三者が負傷した場合や、財物に損害を与え法律上の損害賠償を負った場合

○傷害保険

区分	給付限度額
死亡	1名 100万円
後遺障害	1名 3万円～100万円
入院	1名 1日2,000円 (180日限度)
通院	1名 1日1,000円 (90日限度)

入院・通院補償金は、事故日より合算して180日が限度

市民活動団体の指導者、ボランティアまたは各種事業の参加者などが活動中に急激かつ偶然な外来の事故によって、死亡したり、後遺障害を被ったり、または入院、通院による治療を要する怪我をした場合

■対象とならない主な事故

- ・指導者や参加者の故意による事故・地震や洪水などの自然災害による事故
- ・戦争、変乱、暴動、騒じよう、労働争議による事故
- ・無資格運転や酒酔い運転
- ・スポーツを行うことを目的とした団体の競技者が行うスポーツ活動
- ・山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など危険を伴うスポーツでの事故

- ・施設の管理瑕疵による事故、参加者本人または親族が所有する自動車などによる事故
- ・脳疾患、疾病、心神喪失などの内的要因による事故
- ・けんかや自殺行為、犯罪行為による傷害および他覚的症状のないむち打ち症や腰痛

■活動届の提出

団体を所管する市の担当課に、「市民活動団体活動届」を提出ください。

■事故が発生したら

市民活動団体の代表者などは、市民活動中に事故が発生した場合、必ず2週間以内に、その活動に係る担当課などへ連絡し、「事故発生報告書」を提出してください。

その他、補償制度の詳細については、市のホームページに掲載していますのでご覧ください。

問い合わせ
地域コミュニティ推進室
地域コミュニティ推進係
☎65-06887 / ☎63-45554

